

【前回集計中の事業】

○ 23年度実績評価がC評価の事業

| 24 番号 | 23 番号 | 事業名 | 23年度目標 | | 評価 | 未達成/達成理由の分析 | 改善すべき事項等 | 24年度成果目標 | |
|----------|----------|------------------------------|----------|--|----|---|---|----------|---|
| | | | 23年度実績 | | | | | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
| 59 | 64 | 技能実習生に対する事故・疾病防止対策等の実施のための経費 | アウトカム指標 | 技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の全産業における全労働者の死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下 平成23年度技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)=2.9 全産業における全労働者の死傷者年千人率=2.2※ 技能実習生の受入れ業種における全労働者の死傷者年千人率=3.8※ ※正確な数値は平成25年1月に確定。 | × | 平成22年7月の制度改正によって入国1年目から労働関係法令が適用されることとなり、平成23年度は年度当初から入国1年目の未熟練の技能実習生による労災を含んでいるため、平成22年度の技能実習生の死傷者年千人率(2.2)より高い値になった。なお、平成23年度の技能実習生の労災のうち約50%が入国して1年未満の技能実習生による労災である。また、技能実習生の受入れ業種は製造業であって、休業4日以上の労災が起こりやすい業種であることから、技能実習生の死傷者年千人率は、サービス業などを含む全産業における全労働者の死傷者千人率よりも高い値になったと考えられる。なお、技能実習生の受入れ業種における全労働者の死傷者千人率と比較すると低い値になっている。 | 効率的かつ効果的に事業を行うため、個別の巡回相談の対象を絞り、加えて、過去に本事業で作成した労働災害が多い職種の事故・疾病防止に関するマニュアル等を活用して集団指導を実施することとする。 | アウトカム指標 | 技能実習生の死傷者年千人率(休業4日以上)が同年の技能実習生の受入れ業種における全労働者の死傷者年千人率(休業4日以上)の数値以下 |
| | | | アウトプット指標 | ①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上 ①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 555件 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 101件 | | | | アウトプット指標 | ①安全衛生アドバイザーによる実地指導の実施 540件以上 ②メンタルヘルスアドバイザーによる実地指導の実施 90件以上 |

○ 23年度実績評価がA評価の事業

| 24 番号 | 23 番号 | 事業名 | 23年度目標 | | 評価 | 未達成/達成理由の分析 | 改善すべき事項等 | 24年度成果目標 | |
|----------|----------|-----------------|----------|--------------------------------------|----|---|-----------------------|----------|---------------------------|
| | | | 23年度実績 | | | | | アウトカム指標 | アウトプット指標 |
| 6 | 6 | 障害者職業能力開発校施設整備費 | アウトカム指標 | 障害者職業能力開発校における就職率を60%以上とする。 65.9% | ○ | それぞれの障害者校において、充足率向上のため、入校生募集に関するPR方法の見直しを行ったり、就職率向上のため、訓練ニーズを踏まえた訓練科目の再編や就職支援体制の強化・充実を図る等の各種の取組を行ったことにより、目標を達成した。 | 目標達成の要因となった取組を引き続き実施。 | アウトカム指標 | 障害者職業能力開発校での就職率を60%以上とする。 |
| | | | アウトプット指標 | 障害者職業能力開発校における充足率を80%以上とする。 81.9% | | | | アウトプット指標 | 障害者職業能力開発校での充足率を80%以上とする。 |

【独立行政法人の事業】

○ 23年度実績評価がA評価の事業

| 2 4 番 号 | 2 3 番 号 | 事業名 | 23年度目標 | 評価 | 未達成/達成理由の分析 | 改善すべき事項等 | 24年度成果目標 |
|------------------|------------------|-----------------------------|--|----|--|--|--|
| | | | 23年度実績 | | | | |
| 9 ・ 1 | 9 ・ 1 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費(労災病院の運営) | <p>① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を前年度実績(78.7%)以上得る。</p> <p>② 全ての労災病院で患者から満足のいく治療が受けられている旨の評価を80%以上得る。</p> <p>③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を56%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p> | ○ | <p>平成23年度目標を達成するために、以下の対策・手法等をとったことが目標を達成した理由と考えている。</p> <p><アウトカム指標></p> <p>① 地域医療連携室で、紹介患者の受付時間の延長(時間外・休日受付)やFAX、メール、連携システム等による受付媒体の多様化を図るなどして連携を一層推進した。また、平成22年9月1日から平成23年8月31日までの期間中に紹介実績のある医師に対して、ニーズ調査(医療情報の提供、医療水準、診療時間帯等のアンケート調査)を実施し、この調査結果に基づいて労災指定医療機関の医師及び産業医等から示された意見、要望を地域医療連携室へフィードバックして業務改善に反映した。</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を、患者サービス委員会等の活動を通じて、業務改善に反映するとともに、良質で安全な医療を提供するため、次の取組を行った。</p> <p>ア 労災病院共通の「医療安全チェックシート」を用いた取組を継続し、標準化された医療水準の向上に努めた。</p> <p>イ 「労災病院間医療安全相互チェック」を3~4病院を1グループとした11グループで引き続き実施し、医療安全に関する問題点の改善と質の向上を図った。</p> <p>ウ 職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、すべての労災病院で職員を対象とした医療安全に関する研修(転倒・転落予防、針刺し事故防止、薬剤における医療安全等)を年2回以上実施した。</p> <p>エ 厚生労働省が主催する「医療安全推進週間」(平成23年11月20日~11月26日)に参加し、労災病院の共通テーマ「患者・地域住民との情報共有と患者・地域住民の主体的参加の促進」の下、患者・地域住民を対象とした、院内の医療安全対策の紹介、くすり相談、手洗い体験、医療安全に関する情報提供、公開講座(転倒予防、AED体験等)など、患者・地域住民が広く関わる取組を行った。</p> <p>オ 医療の安全性及び透明性の向上のため、平成22年度の労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図った。</p> <p>③ 地域医療連携室で、労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを導入するとともに、地域連携パスの導入など労災指定医療機関との医療連携に取り組んだ。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報した。</p> <p><アウトプット指標></p> <p>① 労災疾病等13分野普及サイトに、最新情報として、労災疾病13分野医学研究の内容・成果を普及することを目的として開催した「勤労者医療フォーラム」の概要や、職場復帰リハビリテーション分野における研究成果を取りまとめた冊子「症例に見る脳卒中の復職支援とリハシステム」、腰痛対策についてのマニュアル等を掲載した。</p> <p>② 労災疾病に関するモデル医療を普及するため、労災指定医療機関の医師及び産業医等に対して、利便性に配慮した時間帯に症例検討会や講習会を開催するとともに、モデル医療に関する相談をFAXや電話等により受け付けられるようにするなどの相談方法の多様化を図った。</p> | <p>目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。</p> <p>① 労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、その中で意見・要望の多かった項目については、引き続き、各労災病院で対応策を検討し、満足度の低かった項目については、至急改善策を講じるなどして、労災指定医療機関等のニーズに的確に応えられるよう努めることとする。</p> <p>② 利用者の視点に立った医療サービスを提供するため、患者満足度調査の結果を患者サービス委員会の活動を通じて、業務の改善に反映するとともに、各労災病院で、「労災病院間医療安全相互チェック」を実施するとともに、職員一人一人の医療安全に関する知識・意識の向上を図るため、医療安全に関する研修を開催する。また、医療の安全性及び透明性の向上により患者からの信頼を確保するため、労災病院における医療上の事故等の発生状況をホームページ上で公表するとともに、各労災病院で重要課題を取り上げ、再発防止対策の徹底と情報の共有化を図る。</p> <p>③ 労災指定医療機関等に対してFAX等による直接予約システムを活用するとともに、地域連携パスの導入などの医療連携に引き続き取り組む。</p> <p>④ CT・MRI、ガンマカメラ、血管造影撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報する。</p> <p>⑤ ホームページの情報については、常に最新情報を掲載できるよう努める。</p> <p>⑥ 症例検討会や講習会の開催時間について、労災指定医療機関の医師等の利便性に配慮したものとし、また、モデル医療に関する相談方法について、FAXや電話等により受け付けられるようにするなど媒体の多様化を進める等環境の整備に努める一方、研修の内容についても、医療のニーズに機動的に対応する。</p> | <p>独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月~平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。</p> <p>① 利用者である労災指定医療機関等に対するニーズ調査・満足度調査を実施し、利用者から診療や産業医活動をする上で有用であった(役に立った)旨の評価を80%以上得る。</p> <p>② 良質で安全な医療を提供するため、患者満足度調査を実施し、患者から満足のいく医療が受けられている旨の評価を全病院平均で80%以上得る。</p> <p>③ 地域医療連携室で労災指定医療機関等との連携機能を強化することにより、患者紹介率を60%以上、逆紹介率を40%以上確保する。</p> <p>④ CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ、診療案内等により積極的に広報し、延べ3万件以上の受託検査を実施する。</p> |
| | | | <p>① 労災指定医療機関等からの評価:79.2%(前年度実績:78.7%)</p> <p>※「満足」との評価(1,935人)／回答者(2,442人)</p> <p>② 患者満足度81.4%(前年度実績81.5%)※満足である評価(23,931人)/アンケートを38,379人実施し、そのうちの回答者(29,383人)</p> <p>③ 患者紹介率:60.9%(前年度実績:59.5%)、患者逆紹介率:49.4%(前年度実績:47.8%)</p> <p>④ 高度医療機器を用いた受託検査:33,809件(前年度実績:33,799件)</p> | | | | |

| | | | | | | | | |
|-------------|-------------|--|--|---|--|---|---|---------|
| 9 ・ 2 | 9 ・ 2 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (医療リハビリテーションセンターの運営) | アウトカム指標 ① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。 | ○ | 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施 | 平成23年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施・在宅就労支援プログラム等の実施 ② 職業リハビリテーションセンターとの合同評価会議の実施等相互連携によるリハビリテーションの評価、患者ごとのプログラム改良及び退院後のケアの実施 ③ 退院後のQOLの向上に資するため、患者の状況に応じた他医療機関への紹介、退院前の家庭訪問による環境評価及び三次元コンピュータグラフィックスによる住宅改造支援等の実施 | 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。 ① 四肢・脊椎の障害、中枢神経麻痺患者に対し、医師・看護師・リハビリテーション技師等の連携による高度専門的医療の提供に加え、職業リハビリテーションセンターをはじめ広域の関係機関との連携・紹介の推進により、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。 | アウトカム指標 |
| | | | アウトプット指標 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。 職業リハビリテーションセンター(高障機構)との間で、職業評価会議を17回開催した(運営協議会、OA講習を含む)。 | ○ | | | アウトプット指標 年間12回を目標に職業リハビリテーションセンター(高齢・障害・求職者支援機構)との間で、職業評価会議を開催し、個々の患者のリハビリテーションの評価を行い、患者毎のリハビリテーションのプログラムの改良及び退院後のケア(OA講習等)を実施し、社会復帰の促進を図る。 | |
| 9 ・ 3 | 9 ・ 3 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (総合せき損センターの運営) | アウトカム指標 ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。 | ○ | 患者ごとの障害に応じて作成したプログラムに基づき診療に当たるとともに、以下の取組により患者の職場・自宅復帰を支援したことが奏効した。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催 | 平成23年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法について、今後も積極的に活用していくこととする。 ① チーム医療の実施 ② 患者の障害に応じた車いす・関連機器の改良・指導の実施 ③ 医療従事者や患者等を対象としたせき損医療に関する研修会の開催 | 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。 ① 外傷による脊椎・せき髄障害患者に対し、医師、看護師、リハビリテーション技師等による受傷直後の早期治療から早期リハビリテーションに至る一貫した高度専門的医療の提供に努め、医学的に職場・自宅復帰可能である退院患者の割合を80%以上確保する。 ② 患者の疾病や状態に応じた最適な医療の提供はもとより、職場・自宅復帰後の日常生活上の指導・相談に至るまでのきめ細かい支援を通じて、患者満足度調査において、80%以上の満足度を得る。 | アウトカム指標 |
| | | | アウトプット指標 多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。 せき損検討会の開催実績:12回開催、検討症例実績:86症例 | ○ | | | アウトプット指標 多職種間でせき損検討会を開催し、年間60症例を目標に、患者毎のリハビリテーションプログラムの改良等を実施し、社会復帰の促進を図る。 | |
| 9 ・ 4 | 9 ・ 4 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (労災リハビリテーション作業所の運営) | アウトカム指標 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等の支援を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。 | ○ | 入所者の自立能力の早期確立を図るため、入所者ごとに社会復帰プログラムを作成し、定期的(3か月に1回)にカウンセリングを実施する等の支援を行い、社会復帰意欲を喚起したことが奏効した。 | 平成23年度目標を達成できたことに鑑み、目標を達成するために特に効果があった社会復帰意欲を喚起するための定期的なカウンセリングについては、今後も積極的に実施していくこととする。 | 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。 入所者の自立能力の早期確立を図るため、個々人の障害の特性に応じた社会復帰プログラムの作成、定期的なカウンセリングの実施等を行い、30%以上の社会復帰率を確保する。 | アウトカム指標 |
| | | | アウトプット指標 全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。 全入所者に対して、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回実施した。 | ○ | | | アウトプット指標 全入所者について、社会復帰プログラムに基づくカウンセリングを年4回以上実施する。 | |

| | | | | | | | |
|-------------|-------------|---|---|---|---|---|--|
| 9 ・ 5 | 9 ・ 5 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業殉職者慰霊事業) | アウトカム指標 産業殉職者合祀慰霊式の参列者及び日々の参拝者に満足度調査を実施し、慰霊の場にふさわしいとの評価を毎年90%以上得るとともに、その結果を業務内容の改善に反映する。 ----- 慰霊の場にふさわしいとの評価:92.8%(前年度実績:92.1%) ※満足の評価(438人)／参列者(アンケート回答者)472人 | ○ | 満足度調査の結果に基づき、利用者の利便性等のために以下の環境整備等に努めたことが奏効し、目標を達成できた。 ① 納骨等に関する遺族からの相談に対応するとともに、植栽等による環境整備に努めた。 ② 慰霊式当日は、過去の満足度調査で要望が強かった高尾駅と霊堂間の送迎バスの運行及び管理事務所と霊堂間坂道のキャリーカートの運行を引き続き行うことで、アクセス環境について高齢者等に配慮するとともに、慰霊式の状況を後方席から見やすいようにするためTVモニターを設置した。 | 平成23年度目標を達成するために効果のあった納骨等に関する相談、満足度調査結果から分析した改善策の実施等を引き続き行い、慰霊の場にふさわしい環境の整備に努めていく。 | アウトカム指標 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する。 (対象期間:平成21年4月～平成26年3月)なお、平成24年度における目標は、以下のとおり。 慰霊式及び霊堂についての満足度調査を実施し、遺族等から霊堂の場にふさわしいとの評価を90%以上得るとともに、調査の結果を業務の改善に反映する。 |
| | | | アウトプット指標 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。 ----- 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、検討会を年4回実施した。 | ○ | | | アウトプット指標 満足度調査に基づく参拝者等からの要望等について、年4回以上の検討会を開催し、業務改善を図る。 |
| 9 ・ 6 | 9 ・ 6 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (産業保健推進センターの利用促進事業) | アウトカム指標 産業保健関係者を対象とした研修又は相談の利用者について、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 ----- 研修利用者の有益であった旨の評価94.0%、相談利用者の有益であった旨の評価99.6% | ○ | | | アウトカム指標 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度の目標は以下のとおり。研修、相談については、ホームページ、メールマガジン等により案内、申込み受付を行うとともに、引き続き質及び利便性の向上を図り、産業保健に関する職務を行う上で有益であった旨の評価を80%以上確保する。 |
| | | | アウトプット指標 ① 産業医等の産業保健関係者に対する研修については、研修のテーマや内容に関する専門化による評価を行い、研修内容の質の向上を図るとともに研修ニーズに対応した開催地域の選定、休日・夜間の開催の補充等、利用者の利便性にも配慮しつつ、3,400回以上の研修を実施する。 ② 産業保健関係者からの相談については、相談ニーズに対応した人的資源の拡充に努め、相談体制の効率化を図るとともに、専門家による迅速な回答を推進する事等により、相談件数を19,000件以上確保する。 ③ 産業保健関係者に対し、情報誌、ホームページ等により、産業保健に関する情報の提供を行うとともに、専門家の意見の反映により、提供する情報の質の向上を図り、ホームページのアクセス件数を160万件以上得る。 ④ 地域産業保健センターのコーディネーターに対し、新任研修に加え、年1回以上能力向上のための研修を実施する。 ----- ①産業保健関係者に対する研修4,935回、②産業保健関係者からの相談46,157件、③ホームページアクセス件数1,814,521件、④地域産業保健センターのコーディネーターに対する能力向上研修回数45回 | ○ | ① PDCAサイクルによる研修内容等の改善を図る仕組みを継続的に実施する等で研修内容の質の向上が図られていることで、多くの利用者から産業保健に関する職務を行う上で有益であるとの評価を得ていること、特にメンタルヘルス対策等時宜を得た取組が、研修及び相談件数の増加にもつながっている。 ② 産業保健に関する情報の質の向上及び利便性の向上を図るためホームページによる研修申込みやメールマガジン読者の積極的な獲得の取組を行うとともに、地域の産業保健情報をホームページで頻繁に更新したこと等が奏効し、ホームページアクセス件数の増につながっている。 | 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえ、専門的、実践的な産業保健研修に特化し、本センターの集約化、管理部門の集約化を計画的に進め予算の削減を図るが、効果的、効率的な事業運営に努め、産業保健の支援活動が後退することのないよう努める。 | アウトプット指標 ① 平成24年度の研修実施計画件数については、産業保健関係者に対する研修等の質の向上、内容の充実や、産業保健の専門的、実践的な研修の実施に努め3,300回とする。 ② 平成24年度の相談対応計画件数については、待機方式の面談相談窓口は実施しないものの、電話、メール、予約面談方式等による産業保健関係者への専門的、実践的な相談対応を効率的に実施することにより19,000件とする。 ③ 平成24年度のホームページアクセス計画件数については、専門的な情報提供等の質的な向上を目指すことにより176万件以上とする。 |
| 9 ・ 7 | 9 ・ 7 | 独立行政法人労働者健康福祉機構運営費 (勤労者予防医療センターの運営) | アウトカム指標 ① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。 ----- ① 有用であった旨の評価:91.1%(前年度実績:92.7%) ※「有用であった」旨の回答(2,332件)／回答者数(2,561件) | ○ | 指導・相談の質の向上、勤労者等の利便性の向上、利用者に対する満足度調査の結果のフィードバックについて、以下の取組等を行ったことが、指導・相談件数の増加及び高い満足度の確保につながった。 (1) 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、地域レベルで組織される各種委員会においては予防医療に関する社会の方向性等を把握に努め、また、予防関連学会等においては最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等で活用した。 (2) 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項を業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックした。 (3) 勤労者の利便性の向上を図るため、指導・相談等の実施時間帯について平日の時間外や、土、日、祝日にも実施し、さらに企業等の要望により出張による指導も積極的に行った。また、時間の都合で勤労者予防医療センターに來られない勤労女性妊婦に対して、出張母親教室を実施した。さらに、電子メール・手紙等で指導・相談等を実施した。 (4) 利用者満足度調査を実施し、2,332人(回答者の91.1%)から職場における健康確保に関して有用である旨の評価を得た。この満足度調査で把握した利用者の意見を分析し、利用者のニーズに合わせた指導メニューや検査内容、利用しやすい実施時間への変更等の迅速な対応を行った。 | 23年度目標を達成するために特に効果のあった以下の手法については、引き続き今後も積極的に実施していく。 (1) 指導・相談の質の向上を図るため、労働衛生関係機関との連携を図るとともに、地域レベルで組織される各種委員会では予防医療に関する社会の方向性等の把握に努め、また、予防関連学会等では最新の予防法の情報収集等を行い、指導・相談業務等で活用する。 (2) 適正な事業を実施するための業務指導を実施し、指導で得られた取組状況に関する好事例や指導事項を業務の活性化のための資料として取りまとめ、各勤労者予防医療センターにフィードバックする。 (3) 勤労者の利便性の向上を図るため、平日17時以降の利用しやすい時間帯にも指導・相談等を行うとともに、出張による個別指導・講習会についても企業等の希望に合わせた時間帯に実施する。また、来所が困難な勤労者に対しては、電話や電子メールを利用した指導を行うとともに、ホームページ上での情報提供についても積極的に推進する。 (4) 企業の事業主を対象とした勤労者の健康保持促進に関するニーズ調査については、その結果について評価・分析を行い、企業のニーズに応じたテーマでの講習会の開催や時間外及び出張による指導や講習を行う。 | アウトカム指標 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度の目標は、以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談及び講習会、勤労女性に対する保健師による生活指導の実施後、利用者の80%以上から有用であった旨の評価を得る。 |
| | | | アウトプット指標 ① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,000人以上 ② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:22,000人以上 ③ 講習会を延べ人数:17,000人以上 ④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:4,000人以上 ----- ① 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ人数:152,277人(前年度実績:155,643人) ② メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ人数:29,209人以上(前年度実績:25,077人) ③ 講習会を延べ人数:25,250人以上(前年度実績:17,155人) ④ 勤労女性に対する保健師による生活指導を延べ人数:6,331人以上(前年度実績:4,789人) | ○ | | | アウトプット指標 独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度の目標は、以下のとおり。 勤労者の過労死予防対策の個別又は集団指導を延べ152,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の勤労者心の電話相談を延べ22,000人以上、メンタルヘルス不調予防対策の講習会を延べ17,000人以上及び勤労女性に対する女性保健師による生活指導を延べ4,000人以上に実施する。 |

| | | | | | | | |
|-----|-----|----------------------|---|---|---|--|--|
| 100 | 100 | 独立行政法人労働者健康福祉機構施設整備費 | アウトカム指標 ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表する。 | ○ | 契約監視委員会で締結した契約の事後点検及び調達予定案件の事前点検を実施したことから、契約の適正化を図りつつ施設整備を実施することができた。 | 平成23年度目標を達成できたことから、今後も契約監視委員会による契約の点検及び適正化への取組と契約状況の公表を継続して行う。 | アウトカム指標 ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を定期的(年間4回)に開催し、適正な競争参加資格の設定や公告期間の十分な確保など契約の点検を実施することにより更なる適正化を図る。 ②契約締結状況については、独立行政法人労働者健康福祉機構のホームページで公表し、引き続き透明性を確保する。 |
| | | | アウトプット指標 平成23年度施設整備計画に基づき適切に施設整備を実施する。 | ○ | | | アウトプット指標 平成24年度施設整備計画に基づき適正に施設整備を実施する。 |

| | | | | | | | |
|----|----|--------------|---|---|--|---------------------------|--|
| 73 | 73 | 未払賃金立替払事務実施費 | アウトカム指標 立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成23年度における目標は以下のとおり。 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 ②労福機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施し、未払賃金立替払制度のパンフレットやホームページについて、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。 | ○ | ①原則週1回の立替払を堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、平成22年度に行った監督署職員に対するアンケート調査を参考にしたりフレットの改訂等を行う。特に、東日本大震災に係る立替払については、関係機関との連携を図り、迅速に対応する。 ②賃金債権の回収を図るため、事業主等への求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における弁済の履行督促等を行う。 | 引き続き立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図る。 | アウトカム指標 立替払の迅速化及び立替払債権の回収を図るとする独立行政法人労働者健康福祉機構の中期目標を達成する(対象期間:平成21年4月～平成26年3月)。なお、平成24年度における目標は以下のとおり。 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持する。 ②労福機構の第一次利用者として、裁判所、破産管財人、清算人、再生債務者等の未払賃金額等の証明者に対してアンケート調査を実施し、平成23年度に行ったアンケートを調査を参考にして充実を図った未払賃金立替払制度のホームページ等について、「分かりやすい」旨の回答を80%以上得る。 |
| | | | アウトプット指標 ①立替払の迅速化を図るため、以下の措置を講じた。 ・原則週1回の立替払を堅持し、年間計51回の支払を実施した。 ・大型請求事案について、破産管財人等との打合せや事前調整を行うことにより、的確な証明書が作成され、手続きの迅速化と審査業務の効率化が図れた。 ・破産管財人の証明が的確に行われるように、日本弁護士連合会に引き続き立替払制度の研修会の実施の働きかけを行った。この結果、札幌弁護士会他が主催する未払賃金立替払制度の研修会(7カ所、約1300名参加)が実施され、機構から証明に当たっての留意事項の説明を行った。 ・東日本大震災に係る立替払については、関係機関と連携を密にし、通常より迅速に立替払を実施した。 ②賃金債権について、最大限確実な回収を図るため、以下の措置を講じた。 ・清算型については、債権届出を要する全2,303事業所について迅速かつ確実な届出を行った。 ・再建型については、債務承認書・弁済計画書の未提出の全82事業所へ268回の提出督促、弁済不履行の全61事業所へ201回の弁済督促を行った。 ・事実上の倒産事案については、東日本大震災の直接的な被害を受け求償時期を遅らせた事業主を除いた全3,293事業所へ求償通知を送付し、債務承認書が提出されていない全5,129事業所へ債務承認書の提出督促を行い、弁済不履行になっている全266事業所について弁済督促を行った。 | ○ | | | アウトプット指標 ①不備事案を除いた請求書の受付日から支払日までの期間について「平均25日以内」を維持するために、原則週1回払の堅持、大型請求事案に対する破産管財人等との打合せや事前調整、破産管財人等による証明が的確に行われるようにするための弁護士会等への働きかけ、調査を要する事案等についての関係機関との連携強化を図るとともに、平成23年度に行った破産管財人等に対するアンケート調査を参考にし、ホームページ等の充実を図る。 ②賃金債権の回収を図るため、弁済履行状況等についての管理表を作成し、常に履行状況の把握・確認を行うことで、事業主等への確実な求償等周知、清算型における確実な債権保全、再建型における確実な弁済の履行督促等を行う。 |

| 24 番号 | 23 番号 | 事業名 | 23年度目標 | | 評価 | 未達成/達成理由の分析 | 改善すべき事項等 | 24年度成果目標 | |
|----------|----------|------------------------|----------|---|----|--|--|----------|--|
| | | | 23年度実績 | | | | | 24年度成果目標 | |
| 71 | 77 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所運営費 | アウトカム指標 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成する。なお、平成23年度計画に対する数値目標は以下のとおり。 ・講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。 | ○ | 内部評価や所内研究発表会等の研究管理システムを活用し、研究の実施や論文発表等についての進行管理を徹底した結果、目標を達成することができた。 | 引き続き、研究の進行管理の徹底を図ることで、より大きな研究成果を上げていくこととしたい。 | アウトカム指標 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所第二期中期目標を達成する。なお、平成24年度計画に対する数値目標は次の通り。 「講演、口頭発表等については、研究員一人あたり4回、論文発表等については、2報を目標とする。」 |
| | | | アウトプット指標 | 中期計画に示したプロジェクト研究課題のうちの13課題、プロジェクト研究に準ずる研究として、社会的要請の変化により早急に対応する必要があると認められる課題として、世界保健機関(WHO)の「労働者の健康推進に関するWHOアクションプラン」に基づく研究(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を実施する。 プロジェクト研究課題13課題及び(GOHNET(ゴーネット)研究)の2課題を計画のとおり実施した。 | | | | ○ | ○ |
| 72 | 78 | 独立行政法人労働安全衛生総合研究所施設整備費 | アウトカム指標 | ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。 | ○ | 適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保などにより、目標を達成することができた。 | 引き続き、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を図っていくこととしたい。 | アウトカム指標 | ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年3回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働安全衛生総合研究所のホームページで公表する。 |
| | | | アウトプット指標 | 23年度施設整備に関する計画の適確な実施を行う。 整備計画に定めた①建物外壁補修・防水等工事、②吸収式冷温水機更新、③車両系機械災害防止研究施設改修、④液体攪拌帯電実験室改修を的確に実施した。 | | | | ○ | ○ |
| 78 | 85 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構運営費 | アウトカム指標 | 研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 達成(実績:98.0%) ※有意義だったとの回答数(2,888名)／研修生に対するアンケート調査数(2,946名) | ○ | アウトカム指標については、厚生労働省の要望、研修生の評価等を踏まえた研修コースの新設、研修科目の見直し、研修手法及び教材の改善などによって研修内容の充実を図ったことで、高い評価を得ることができた。 アウトプット指標については、夏期の節電要請への対応として、7月9日～8月28日の間休校期間を設けたが、厚生労働省と調整のうえ、研修の実施時期の変更等を行ったことで、目標を達成することができた。 | 目標達成の要因となった取組を引き続き実施する。 | アウトカム指標 | ①研修生に対するアンケート調査により、85%以上の者から有意義だったとの評価を得ること。 ②当該研修生の上司に対する事後調査により、85%以上の者から役立っているとの評価を得ること。 |
| | | | アウトプット指標 | 研修実施コース数(69コース以上) 達成(実績:75コース) | | | | ○ | ○ |
| 79 | 86 | 独立行政法人労働政策研究・研修機構施設整備費 | アウトカム指標 | ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。 | ○ | 施設・整備に関する計画等に基づき、経営会議等において進行管理を適切に実施したことで、目標を達成することができた。 | 目標達成の要因となった取組を引き続き実施する。 | アウトカム指標 | ①「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき、監事及び外部有識者によって構成する「契約監視委員会」を設置し、年2回以上開催し、適正な入札参加要件の設定や告示期間の十分な確保など、契約の点検及び適正化を実施する。 ②契約状況については、独立行政法人労働政策研究・研修機構のホームページで公表する。 |
| | | | アウトプット指標 | 平成23年度施設整備に関する計画に基づき、施設・設備の計画的な改修・更新を進める。 達成(平成23年度施設整備に関する計画に基づき、労働大学において、電気・空調設備の更新等を実施した。) | | | | ○ | ○ |